平成２５年（フ）第６９１号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目17番地の３　パークアベニューⅡ402号、前住所兵庫県尼崎市東園田町４丁目161番地の５　クレオ東園田町201号
債務者　川原安佐子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４２８号
奈良市西寺林町17番地　コーポ島田401号
債務者　欠端　広治
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
鳥取県鳥取市数津16番地の10
債務者　田村はるみ
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３２号
鳥取県倉吉市西倉吉町468番地の５、住民票上の住所鳥取県倉吉市大谷46番地
債務者　岸田　雅己
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第９２号
鳥取県西伯郡大山町神原201番地８
債務者　浅田　裕恵
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１１０９号
広島県東広島市西条町田口2854番地　101号
債務者　浦上　綾美（旧姓吉村）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９１号
広島県三原市宮浦６丁目15―17　コーポ町207号、住民票上の住所香川県丸亀市今津町739番地２　大橋住宅新３号
債務者　高橋　加代（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
山口県下関市菊川町大字吉賀1132番地
債務者　補聴器のマサキこと　石津　正和
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
愛媛県西条市河原津甲1166番地19、前住所愛媛県東予市河原津甲1166番地の17
債務者　江原　和子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市多喜浜１丁目２番５号、前住所愛知県東海市加木屋町丸根19番地の74
債務者　佐藤　直人
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第２５７号
福岡県久留米市山川町879番地１、前住所福岡県久留米市山川町670番地１　ユーミー山川105号
債務者　小塩　純史
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２５８号
福岡県久留米市山川町879番地１、前住所福岡県久留米市山川町670番地１　ユーミー山川105号
債務者　小塩幸矢香
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第９６号
福岡県柳川市三橋町正行22番地２
債務者　橋本　良範
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第９７号
福岡県柳川市三橋町正行22番地２
債務者　橋本百合子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第９８号
福岡県柳川市三橋町正行22番地２
債務者　荒巻　　葵
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
佐賀県杵島郡白石町大字遠江4783番地１
債務者　井﨑　正子
1　決定年月日時　平成25年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第３２９号
宮崎市花ケ島町南赤江町2106番地１　田中ハウス201号
債務者　荒竹　政義
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係